

坂和総合法律事務所

事務所だより

第1号 2003（平成15）年盛夏号



編集・発行：坂和総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目4番6号
西天満コートビル3階

TEL 06(6364)5871 FAX 06(6364)5820

E-mail s-sakawa@sakawa-lawoffice.gr.jp

<http://www.sakawa-lawoffice.gr.jp>



暑中お見舞い申し上げます。

今年もまた暑い夏を迎えましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

私は相変わらず、元気に、①本来の弁護士業務、②都市問題を中心とした出版、講演・講義活動、③映画鑑賞そして映画評論の執筆と出版、④フィットネス通い、⑤友人、依頼者との飲み会とカラオケ学習、⑥その他、と充実した毎日を過ごしています。

今年の暑中見舞は初の試みとして、おハガキではなく、封書でお送りすることにしました。その理由は、近況報告すべきことがあまりに多くなりすぎて、ハガキ1枚ではとても

書き切れなくなったためです。

このため、将来のことも考え、スタイルを「坂和総合法律事務所—事務所だより—」とし、2003（平成15）年盛夏号をその第1号としてお送りすることとしました。

今後は盛夏号と正月号の2回を定期的に発行する予定です。お楽しみに。

またその内容についても、私からの報告だけではなく、皆さまの投稿や御意見を御紹介できるようにしたいと考えていますので、どうかお楽しみに。

事務所のこと

(1) 平成13年4月にアクセスビル6階から西天満コートビルに移転し、すでに2年余が経ちました。中古ビルを買い取っての改装でしたが、絶好の立地と大きさの「自社ビル」を持つことができたため、旧事務所での高い賃料負担がなくなったうえ、逆に、1階・2階の優良テナントにも恵まれました。本当にいい決断だったと満足しています。

なお現在、1階101号室(約8坪)のテナントを募集中ですので、お知り合いの方で事務所をお探しの方がいらっしゃれば是非ご紹介下さい。

(2) 私の片腕として長い間、登記業務だけではなく、難解な法律上の諸問題の検討や準備書面の作成などを手伝ってくれていた岡本雅伸司法書士が独立のため、平成14年12月末日をもって、退職しました。

岡本の在職中、お世話になった皆様にはこの場を借りてお礼申し上げます。

(3) その後平成15年4月1日からは、溝端啓実(みぞばたひろみ)司法書士(26歳)が入所しました。溝端は同志社大学法学部を卒業後、平成14年に司法書

士試験に合格した頑張り屋さんです。社会経験はありませんが、坂和弁護士からの「厳しい」指導を受けながら、着実に一步一步進んでいます。

今後は、登記関係の仕事は溝端が責任をもって行っていきますので、坂和弁護士同様よろしくお願い致します。

(4) さらに、今年10月からは、第56期司法修習生である吉岡寛子(26歳)が、弁護士として入所の予定です。

吉岡は大阪大学法学部の後輩ですが、大学院を卒業した才媛でありながらも体育会系の元気をあわせもった頑張り屋さんです。私も彼女と仕事をするのを楽しみにしていますが、皆さんもお楽しみに。正式に入所した後、あらためてご案内させていただきます。

(5) 事務スタッフも、今や坂和弁護士の片腕としてなくてはならない存在である嶋津淳子事務局長を筆頭として、スタッフ一丸となって一生懸命頑張っています。

スタッフの経歴等はホームページをご参照下さい。

天神祭パーティーのこと

事務所を西天満コートビルに移転して以来、毎年7月25日には天神祭懇親パーティーを行ってきましたが、早いもので今年で3回目を迎えました。今年は昨年に増してたくさんの方に参加して頂き、楽しいパーティーとなりました。ゆっくりしていただけなかった方がいらっしゃったかと存じますが、これに懲りず来年も是非いらして下さい。また昨年に引き続き、猪阪泰夫氏と鈴木征夫氏、新義輝氏による「そばうち」は大好評でした。

さらに今年は、歌手の『千と千尋の神隠し』のイ

4ページに楽しいパーティーの写真を掲載していますので、あわせてご覧下さい。

メッセージングを歌っている「う〜み」さんのミニライブという「耳へのごちそう」までありました。7月25日の天神祭懇親パーティーは事務所の夏の恒例行事になりましたので、今年参加できなかった方も来年は是非参加して下さい。なお天神祭懇親パーティーの様子はホームページでも紹介しますので、是非ご覧になって下さい。来年は皆さまの御参加を心よりお待ちしております。

大学での講義のこと 出版のこと

- (1) 平成11年12月、愛媛大学において4日間にわたる第1回目の「都市法政策」の集中講義を行いました。そして平成12年7月にこれをまとめた『実況中継 まちづくりの法と政策』を日本評論社から出版しました。この本は、その切り口の面白さや問題提起の実践的価値等において数多くの方に高く評価していただき、平成13年5月には、日本都市計画学会で「石川賞」（弁護士活動を通じた都市計画分野における顕著な実践および著作活動）、日本不動産学会で「実務著作賞」、をダブル受賞するという、思いがけない栄誉に浴しました。
- (2) これに味をしめて（?）、平成13年12月に行った愛媛大学での第2回目の「都市法政策」の集中講義についても、平成14年9月に『実況中継 まちづくりの法と政策PARTⅡ—都市再生とまちづくり』として日本評論社から出版しました。
これらの著書は現在も好評発売中です。
- (3) その後、平成14年夏には近畿大学法学部からも「都市政策と法」での特別講義の要請があり、平成15年4月から7月までの4回にわたって、土曜日に3コマ分の集中講義を行いました。これについては、現在『実況中継 まちづくりの法と政策PARTⅢ』として出版を企画中です。
- (4) さらに平成16年4月からは、関西学院大学法学部で新たに設置される法科大学院（いわゆるロースクール）で、3年間にわたって「都市法」の実務教官をやることになりました。週1回の授業はとても時間的に無理なため、近畿大学での講義と同様に土曜日に3コマ分を集中講義としてやる予定です。
- (5) このように「都市法政策」についての私の講義が定着してきたため、私としては今後とも、「都市法政策」の講義をまとめた『実況中継 まちづくりの法と政策』の連続的な出版を続けていきたいと考えています。皆さまどうかお楽しみに。
- (6) 今年の夏は、さらに別掲のとおり、驚異的な出版のオンパレードです。

新刊紹介その1

第1は、『わかりやすい都市計画法の手引』（加除式）（都市計画法令実務研究会編、代表弁護士坂和章平）です。

「都市化社会」から「都市型社会」への移行という時代認識の下に、平成12年、都市計画法が32年ぶりに大改正されました。また、小泉都市再生のスローガンの下、平成14年、都市再生特別措置法が施行されるとともに、都市計画法も、①計画提案制度の創設、②容積率・建ぺい率のメニューの拡充、③地区計画制度の一部改正と整備を中心とした平成14年改正がなされました。このような都市計画法の本格的な解説書は、従来、『都市計画法の運用Q&A』（加除式）（株ぎょうせい）などごくわずかしかなかったのですが、平成15年7月9日、その本格的なコンメンタールである『わかりやすい都市計画法の手引』が新日本法

規出版（株）から出版されました。都市計画法は、1968（昭和43）年に制定されたわが国のまちづくりに関する最も根幹的な法律ですが、複雑で難解なため、その解説は容易ではありません。また、建築基準法等の関連法の解説や時代に対応した改正をフォローすることも非常に困難でした。この苦労を買って出たのが本書です。本書は地方分権一括法の制定によって廃止された通達にかわってそのウエイトが大きくなった都市計画運用指針や開発許可制度運用指針もふんだんに取り入れている他、必要に応じてケーススタディ方式を取り入れ、また参考判例も掲載する等、まちづくりや都市計画に関心をもつ人々にとって必携の書になっているものと自負しています。定価は11,000円（税別）と高価なものですが、是非、ご購入頂きますようお願い致します。

〔第3回（2003年）天神祭パーティーの様子〕



歌手「う～み」さんの素敵な歌声に
会場はうっとり♡♡
ありがとう「う～み」さん！



花火のかわりに
輝く「う～み」さんを見て
し・あ・わ・せー

←「う～み」さんの伴奏で
自慢ののどを披露する
坂和弁護士

今年も大活躍！猪阪泰夫氏



おそば目当てのお客さんも大勢いました。
名人のうちたてそばの味を知らないなんてもったいない。
まだの方は来年是非どうぞ。
3名のそばうち名人、来年もどうぞよろしく！



兵庫香住町で『囲炉裏料理・鑑
茶屋』を運営されている高木勝弘氏。
日本海のおいしい魚を炭火でこちそうし
てくれました。
仕事のあとの一杯は格別！！



〔近畿大での講義の様子〕



真面目な授業もできるのです。

新刊紹介その2

第2は、『注解 マンション建替え円滑化法』（付：改正区分所有法等の解説）です。この本は、平成14年6月に制定され、同年12月に施行された「マンション建替え円滑化法」（平成14年12月改正を含む）を条文ごとに詳しく解説した本で、弁護士坂和章平を代表とする大阪弁護士会の有志の弁護士数名が中心になって執筆したのですが、平成15年8月末、(株)青林書院から出版されます。「マンション建替え円滑化法」の解説書としては、先発組として、『マンション建替えQ&A』（株)大成出版社）や『Q&A マンション建替法』（株)ぎょうせい）などがすでに出版されています

（平成14年10月）が、本書はこれらの本よりもさらに詳しい本格的コメントです。平成15年3月に(株)大成出版社から出版された『マンション建替え円滑化法の解説』（マンション建替え円滑化法研究会）や平成15年7月に新日本法規出版(株)から出版される『Q&A マンション建替えの実務』（再開発コーディネーター協会マンション建替え研究会編集）と並んで、皆様の「マンション建替え」の実務に十分役立つ本格的な解説書に仕上がっているものと自負しています。是非、これもご購入下さいませようよろしくお願い致します。

〔ご購入をお願いします〕

以上のように、私の出版物が多くなってきたため、皆様の御購入の便宜を考えて、別紙のとおり「購入申込書」をつくりました。

是非、この機会にこの購入申込書を利用して、私の各出版物をご購入いただきますよう、よろしくお願い致します。

1000頁に及ぶコンメンタール！



〔こちらも好評発売中〕



ただいまパートⅢを企画中！



映画のこと

- (1) 平成13年10月、坂和総合法律事務所のホームページを開設しました。アドレスは下記のとおりです。

ホームページアドレス：

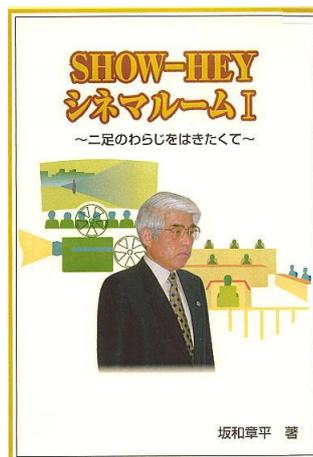
<http://www.sakawa-lawoffice.gr.jp>

このホームページ開設を契機として、私にとっては、その「趣味のページ」で映画評論を書き、ホームページに掲載することが楽しみとなりました。私は昔から「映画大好き人間」でしたが、ホームページへの書き込みはよほど自分の性に合っていたようです。今や映画を観に行き、その翌日にはすぐにその評論を書くというスタイルが定着してしまいました。

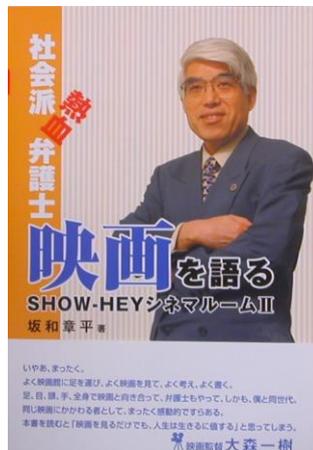
さらに、このホームページの開設が縁で、いろいろな映画関係者の人達とも知り合うことができました。

- (2) そこで、平成14年6月にはホームページに掲載していた私の映画評論をまとめて『SHOW-HEYシネマルームⅠ～二足のわらじをはきたくて』を出版し、皆さんに楽しく読んで頂くことができました。

念願かなって第1弾を出版！



第2弾！詳細は6ページにて…。



新刊紹介その3

(1) そして今般、平成15年7月、シネマルームⅡとして、『社会派熱血弁護士、映画を語る SHOW-HEYシネマルームⅡ』がオール関西(株)から出版されました。

その内容は盛りだくさんです。

特集1は、「日中戦争と近代中国を考える」と題して、『戦争と人間』、『鬼が来た！(鬼子来了)』、『さらば、わが愛／霸王別姫』、『活きる』、『小さな中国のお針子』、『ホタル』を、

特集2は、「坂和的アカデミー賞作品の考察」と題して、2003年第75回アカデミー賞候補として下馬評が高かった『ギャング・オブ・ニューヨーク』、『第二部 ロード・オブ・ザ・リングー二つの塔ー』、『シカゴ』、『戦場のピアニスト』を、

さらに特集3は、「至高の時代劇2作」と題して、『たそがれ清兵衛』、『壬生義士伝』を取りあげています。

そして弁護士坂和章平がこの1年間に観た70数本の映画を、

- ①「戦争は映画だけにしてもらいたいものです。」
 - ②「テロ・FBI・CIA・スパイ映画」
 - ③「人間って素晴らしい！愛や人生について考え、感動しよう！」
 - ④「きれいな女優さんは好きですか？」
 - ⑤「好！好！好！中国映画祭だよ。」
 - ⑥「サイコ・サスペンスは怖い！面白い！」
- などのテーマに分類して評論しています。

この中には、2003年6～7月に公開される『コーリング』や『アバウト・シュミット』、『ダブル・ビジョン』、『風の絨毯』、『メラニーは行く！』なども評論されています。面白いですよ！↗

(2) 坂和弁護士は、最近、業界関係者の出入りする「試写室」にも時々お昼間から通っています。そして公開1～2ヶ月前の映画を試写室で観てその映画評論を書いています。

近いうちに天下の〇〇新聞や△△新聞、そして××雑誌に「弁護士坂和章平による映画評論」の連載が始まるかもしれません。さて、そうなれば、坂和弁護士は弁護士稼業と映画評論家稼業のどちらを選ぶのでしょうか・・・？

そんな「半分夢、半分現実」みたいなことを考えながら、坂和弁護士はせっせと新作映画を鑑賞し、そして観た翌日には必ずその評論を完成させています。

これって、すごいことですよね・・・？好きなことを、好きなようにやるのが人間のバイタリティの源だということがよくわかるというものです。

この『SHOW-HEYシネマルームⅡ』は、定価1500円で、書店で販売されます。坂和弁護士の映画評論は近年亡くなった淀川長治さんをはじめ、水野晴郎氏や浜村淳氏などの名だたる映画評論家の評論には到底及びません（半分謙遜気味？）が、その「切り口の面白さ」と「学問的（？）価値」、そして「スケベ心」においては、それほどヒケをとるものではないと自負しています！

皆さん是非読んでみて下さい！そして映画を観て、私の評論に対する御意見や反論をお寄せください。

(3) 平成15年5月以降も、精力的に試写室や映画館通いをしていますので、すぐに「PARTⅢ」出版の企画をしないと間に合わないような状態となっていますので、さてどうしようかと思案中（？）です。

フィットネスのこと

日曜・祝日の難波にあるサウスタワーホテルでのフィットネスは完全に習慣となり、よほどのことがない限り、実行されています。

10km走(約70分・750kcal)と90分のステップ(1000kcal)は定番で、これをやらないと一週間の身体のリズムが狂ってしまいそうです。そのあおりで、ゴルフプレーはめっきりと減り、年間数回という状態ですが、

運動としてはフィットネスの方が格段にベターと割り切っています。また北新地にある全日空ホテルのフィットネスクラブで30分ほど泳いでサウナという「平日の晩」用のスタイルも、週一度は実現したいと思っていますが、これは映画館通い、そして飲み会の頻度とのかねあいの問題です。しっかり自己コントロールをしながらバランスよく楽しみたいと思っています。

事務局長のひとりごと

事務局長からひとこと、私と先生との約16年間にわたる「戦い」について書いてみたいと思います。1987(昭和62)年9月、就職のための面接を受け、「大学の授業がない時はバイトにおいて」と言われ週5日アルバイトをして、翌年の4月正社員になりました。私が入所した時はまだ38歳だった(私は髪の毛で55歳と勘違いしていましたが)先生の怒鳴り声は今よりも格段に激しく、事務所には毎日数回にわたり「空襲警報」が鳴り響いていました。幸い私は直接「爆撃」を受けることなく、見るもの聞くものすべてが新鮮で楽しく、バイト料で裕福にもなり、満足していました。しかし幸せはそう長くは続かないもので、気楽な「下働き」から担当事件が増えるにつれ、先生の(私からすれば)わがままに接することとなり、手は拳、頭では「坂和のアホ、ボケ・・・(あとご想像にお任せします)」を念仏のように唱える毎日になりました。しかし、けなされるとやる気が倍増する私は「逃げてたまるか!」、「そっちがそうならこっちも!」と、先生が出張で留守の時は余計にたくさんの仕事を処理し、「こっちはこれだけやったのだから、あと

は弁護士がきちんとさっさとチェックしろ」と、いかに先生をいじめる(?)かに「快感」を見出すようになりました。スキをみせると「敵」(坂和)にやられるため、真面目にたくさん仕事をせざるを得なくなり、結果、「はめられた」ような気もしますが、私には、平和でほのぼのした生活よりも、「やるかやられるか」の生活の方が性に合っていたようです。依頼者の方からよく「先生は厳しいから大変ですね。よくがんばってるね」と温かいお言葉をかけていただきますが、実は先生もいじめられ苦労しているわけですから、たまには「先生も大変ですね」とねぎらってあげてください。ただ、最近は先生も丸くなり、少し「いい人」なので、あんまりいじめず、かなり「単純な」性格を利用し、上手におだてて働いてもらって(?)います。

このような「ケツタイ」な事務所ですが、仕事は真面目に、的確・迅速をモットーに取り組んでいますので、今後ともよろしく願い致します。

事務局を代表して嶋津事務局長のひとりごとでした。

